フレックスタイム制に関する労使協定書

　株式会社○○と従業員代表○○○○は、労働基準法第32条の３に基づき、フレックスタイム制に関し、以下のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条　フレックスタイム制は、次の部門に属する社員に適用する。

①　○○部

②　○○部

③　○○部

（清算期間）

第２条　労働時間の清算期間は、毎月21日から翌月20日までの１か月とする。

（総労働時間）

第３条　一清算期間における総労働時間は、１日の所定労働時間に清算期間中の所定労働日数を乗じた時間とする。

（標準となる1日の労働時間）

第４条　標準となる１日の労働時間は、○時間とする。なお、有給休暇を取得した日及び事業場外労働に従事して労働時間を算定し難いときは、標準となる１日の労働時間を労働したものとみなす。

（コアタイム）

第５条　コアタイムは、10時から15時までとし、この時間帯は原則として勤務していなければならない。

（フレキシブルタイム）

第６条　フレキシブルタイムは次の各号の時間帯とし、従業員の選択により勤務することができる。

①　始業時間　８時30分から10時まで

②　終業時間　16時から22時まで

（休憩時間）

第７条　休憩時間は、就業規則の定めるところ（12時から13時まで）とする。

（労働時間の清算）

第８条 各清算期間終了時における労働時間の清算は、次の各号に定めるところによる。

①　清算期間中の労働時間が第３条に定める総労働時間を超過したときは、超過時間を時間外労働とし、時間外労働手当を支給する。

②　清算期間中の労働期間が第３条に定める総労働時間に達しない場合は、当該清算期間で不足時間分の賃金を控除する。

（その他の勤務に関する取扱い）

第９条 その他の勤務に関する取扱いは、次の各号に定めるところによる。

①　第６条に定める時間帯の前後に勤務するときは、あらかじめ所属長に届け出てその許可を受けなければならない。この場合の勤務も、本協定に定める労働時間として総労働時間に含めて取り扱う。

②　次に掲げる日は、本協定上の取扱い（フレックスタイム制の適用）をせず、第３条の総労働時間に含めない。

　(１)所定休日

　(２)夏期休暇

　(３)年末年始休暇

③　前号に掲げる日に勤務するときは、あらかじめ所属長に届け出てその許可を受けなければならない。

（フレックスタイム制適用の解除）

第10条　次の各号の一に該当する者については、フレックス勤務制の適用を解除し、通常勤務に変更する。

①　勤務票の提出を怠る、または正当な理由なくコアタイムに遅刻する等、フレックスタイム制に適さないと会社が認めた者。ただし、特別な事情があると会社が認めた場合には、解除を猶予することがある。

②　その他、前各号に準じると会社が認めた場合

（協定の有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときは、さらに１年間、有効期間を延長するものとする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

従業員代表　○○　○○　　印